

○中部地方整備局告示第十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次の通り告示する。

平成二十年二月十五日

中部地方整備局長 金井 道夫

第1 起業者の名称 岐阜県

第2 事業の種類 県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業高山南部地区
(岐阜県高山市山口町地内)

第3 起業地

- 1 収用の部分 岐阜県高山市山口町地内
- 2 使用の部分 岐阜県高山市山口町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県高山市江名子町地内から同市漆垣内町地内までの延長5,347mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業高山南部地区」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、起業者である岐阜県が土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号で規定する農業用道路及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業実施要綱（昭和41年4月23日付41農地D第772号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2で規定する農道に該当する道路を新設する事業であり、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、土地改良法85条第1項に規定する都道府県営土地改良事業として岐阜県が事業計画を確定し、実施要綱第4の2の規定により東海農政局長が事業主体を岐阜県とする事業実施の採択を決定していることから、起業

者である岐阜県が本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業の受益地とされている岐阜県高山市江名子町、山口町、漆垣内町及び塩屋町地内の面積約123haの農業生産団地等（以下「本件受益地」という。）は、国営農地開発事業の実施及び農業用施設の整備により生産規模の拡大が図られたことにより、トマトやほうれん草を中心とした高冷地野菜生産が積極的に展開され、現在では地域農業を支えるブランド野菜の生産地として機能している。また、本件区間周辺では飛騨牛の畜舎団地が点在しており、地域の畜産を支える飛騨牛の生産地として機能している。

しかしながら、生産物の輸送及び生産に必要な資材等の運搬のための交通体系については整備が遅滞しており、本件受益地周辺の車道幅員4.5mの狭小区間がある県道岩井高山停車場線または10%の急勾配区間がある市道石浦大洞線等の利用を余儀なくされているため、効率的かつ安全な輸送・運搬に支障をきたしている状況である。また、農業関連車両が農村集落密集地内の生活道路を通行しているため、地域住民の日常生活においても、交通の安全性及び利便性の低下を招いている。

本件事業の完成により、本件受益地と岐阜県高山市漆垣内町地内の農業用施設（カントリーエレベーター、トマト選果場、野菜集出荷場等）間を結ぶ全幅員7.0mの2車線の基幹農道が新設され、効率的かつ安全な農業輸送ルートが確保されることにより、輸送・運搬の時間短縮及び安全性の向上が図られ、また、本件受益地内の各受益地間を結ぶルートにもなるため、各受益地間を移動する際の移動距離及び移動時間の短縮も図られるものと認められる。さらに、農村集落密集地内の通行を回避したルートとなるため、地域住民にとって交通の利便性及び安全性の向上に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響の検討を行ったところ、騒音及び大気質について環境基準を下回るものと推測され、本件事業が環境に及ぼす影響は小さいと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が任意で行った文献調査等によると、本件区間内の土地には、事業実施に際し起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は岐阜県教育委員会との協議により記録保存等を実施しており、すでに適切な措置を講じている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、農村集落密集地内を通行することなく、本件受益地と農業用施設間を結ぶ2車線の農業輸送ルートが確保されることにより、効率かつ安全な輸送・運搬を可能とすることを目的としており、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第4級の規格に準拠して2車線の基幹農道を新設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、岐阜県高山市山口町及び塩屋町区間において山裾を通過する案（申請案）のほか、既設道路拡幅案及び農地内を通過する案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は農地の潰れ地面積及び住宅の移転数が最小となるため、営農面及び社会面の双方に関して3案中最も影響が小さい。また、3案中最も事業費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、生産物の輸送及び生産に必要な資材等の運搬

のための交通体系については整備が遅滞しており、効率的かつ安全な輸送・運搬に支障をきたしていることから、できるだけ早期に効率的かつ安全な新しい農業輸送ルートの確保を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岐阜県高山市役所